佐久郡八重原新田の開発と藩政に関する研究

小 林 幹 男

はじめに

佐久郡には、御影新田・五郎兵衛新田・塩沢 新田・八重原新田など、全国的にもよく知られ た土豪開発新田と用水堰がある。特に、蓼科山 北麓の五郎兵衛新田・塩沢(長三郎)新田につ いては、多くの研究者によって紹介され、研究 の成果が発表されている。

すなわち、五郎兵衛新田堰については、大石 慎三郎(1954・1956・1985)、伊藤一明(1957) ・木村礎(1964)・塚田正朋(1974)の諸氏、 及び筆者(1986)の論著があり、現在も信州農 村開発史研究所の斎藤氏らによって継続的に研 究が進められている。

また、塩沢堰についても、大石慎三郎(前掲書)・岩崎長思(1957)・木村礎(前掲書)・ 塚田正朋(前掲書)の諸氏、及び筆者(1976・1986前掲書・1991・1997)の論者があり、用水堰の開発史、用水の管理、新田の開発と新田村の構造などの史的研究が行われてきた。

五郎兵衛新田は、市川五郎兵衛真親(1570~1661)が寛永3年(1626)に小諸藩主松平因幡守忠憲の許可を受け、5年の歳月を費やして、寛永8年(1631)五郎兵衛新田堰を開き、矢島原を開発した新田である。この五郎兵衛新田は、当初矢島新田と呼ばれていたが、後に開発者の名をとって五郎兵衛新田と呼ばれるようになった。

また、塩沢堰は、六川長三郎勝家(1579~16

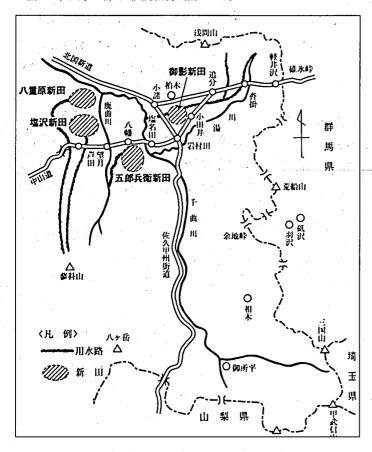
71) が正保元年(1644) に小諸藩主松平因幡守 忠憲に願い出て堰の開削に着手し、正保3年 (1646) に堰を完成し、8月4日に疎水に成功 して開発した新田である。この新田は、長三郎 新田と呼ばれ、当初塩沢の本新田と細谷新田・ 観音寺新田の3新田を総称したが、後に2新田 が分村し塩沢新田となった。

本稿で考察を試みる八重原堰と八重原新田は、 黒沢嘉兵衛吉利(1612~1691)が寛文2年 (1662、一説には万治3年・1660春))に八重原 堰・宇山堰を開き、八重原の台地を開発した新 田として知られている。

そして、御影新田堰・五郎兵衛新田堰・塩沢堰・八重原堰を開削した柏木・市川・六川・黒沢の4氏は、いずれも武田氏の旧家臣と伝えられ、武田氏滅亡後に佐久地方に土着した土豪である。このうち黒沢氏は、父祖の代には武田氏の家臣、佐久の土豪であったが、嘉兵衛は小諸藩主に仕え、藩役人であったと伝えられている。

八重原堰の開削と八重原新田の開発史、用水管理の様相については、西沢武彦(1970)・斎藤洋一(1997)氏、及び筆者(前掲書)の論著がある。しかし、黒沢家に伝わる約1000点の文書が黒沢家の事情によって閲覧できないこと、夙に多くの史料が散逸し、古書店に出回っていることなどもあって系統的な研究が遅れている。

本稿では、黒沢嘉兵衛の甥で、新田開発にも 従事したといわれる田中(早武)新助泰俊が、



享保6年(1721)8月に著した『八重原新田開発書(以下『開発書』と略記する。)』を参考にして、八重原堰と八重原新田開発に関する諸問題、及び小諸藩の農業政策とのかかわりを考察し、佐久地方を代表するこの用水堰と新田開発の史的解明を試みたい。

この『開発書』は、享保3年(1718)新助76 歳のときに著した『当八重原新田開発日書』に 補筆したものといわれ、八重原堰と八重原新田 開発史研究の基礎史料と考えられる。

1 八重原の台地と和巳堰の開発

八重原台地は、蓼科山から北方に延びる長い 裾野の末端部にあり、残丘状の地形を形成して いる。台地の標高はおよそ700メートル、東側を中山道の笠取峠付近に発する番屋川が東北流して50メートルほどの深い谷地形をつくり、西側は立科町虎御前付近から北流する松葉川が開析し、北側は千曲川に面する断崖となっている。

八重原新田は、北佐久郡の最西 北端に位置し、小県郡丸子町と東 部町に境を接し、現在は上八重原・ 中八重原・下八重原・山崎の集落 からなり、水田と畑地が広がり、 最近は学者村なども建設されて、 観光地へと変貌しつつある。承応 2年(1653)黒沢嘉兵衛が和巳堰 を開く以前の八重原台地は『開発 書』に、「右当地原間之節所々に 小池ヲつき、天水にて少々宛切ひ らき、雨まつきよき年は少々つゝ 御年貢上納仕候、日でりの時分は

見捨に罷成候、羽毛山・島川原・布之下・大日 向・下之城村之者最寄よき処を開き作り来り、」 と記されている。

八重原の台地は、東西2里余(約8キロ)、南北1里(約4キロ)ほどの広さであるが、当時は大部分が草地で、小県郡の中丸子村・下丸子村・長瀬村・南方村・坂井村・狐塚村・石井村・藤原田村・大矢(屋)村・岩下村・海野村など20ケ村の入会草地となっていた。

そして、黒沢嘉兵衛が子孫と八重原新田の百姓に残した『郷法証文』と呼ばれる「用水仕置手形」によれば、下之城村・大日向村・島河原村・羽毛山村の百姓が、御縄請石高43石4升7合ほどの水田耕作を営んでいたとある。

八重原新田の開発は、小諸藩主青山因幡守宗 俊の時代に本格的に始められた。因みに、小諸 藩領における用水堰の開削年代は、表1のとお りである。

表1 佐久平の用水堰

用水堰名	開削の時期	小諸藩主				
五郎兵衛堰	寛永3~ 8	松平因幡守忠憲				
塩 沢 堰	正保1~ 3	松平因幡守忠憲				
八丁地堰	正保2~慶安2	松平因幡守忠憲				
		青山因幡守宗俊				
御影新田堰	~慶安3	青山因幡守宗俊				
和巳堰	~承応 2	青山因幡守宗俊				
大 門 堰	承応3~万治3	青山因幡守宗俊				
八重原堰	万治3~寛文2	青山因幡守宗俊				
宇 山 堰	万治3~寛文2	青山因幡守宗俊				

小諸藩領では、寛永元年(1624)に徳川大納 言忠長領が縮小され、美濃大垣から松平五郎 (のち因幡守) 忠憲 (憲良) が入封し、この直 後から五郎兵衛堰・塩沢堰などの開削、引続い て新田の開発が始められている。しかし、正保 4年(1647)に松平因幡守忠憲が没し、忠憲に 嗣子がなかったために弟の数馬が跡を継いだが、 僅か1年で伊勢長嶋に転封になり、慶安元年 (1648) に旗本から青山因幡守宗俊が入封した。 佐久平における用水堰の開削、新田の開発は、 この青山宗俊の時代に最も活発に行われている。

八重原台地の開発は、慶安初期に郡代緒形兵 右衛門によって始められた。『開発書』には、 その経緯が次のように記されている。

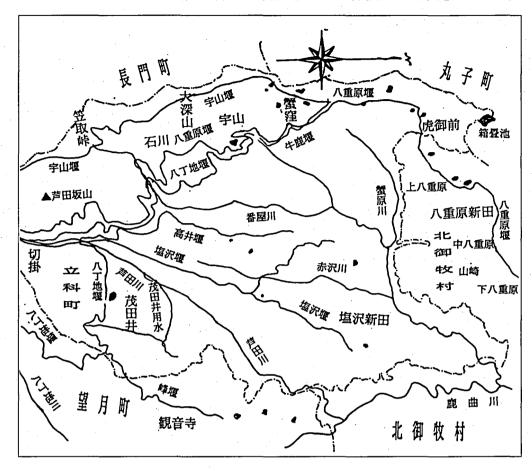
「八重原新田之儀小諸城主青山因幡守殿御代、 臣家緒形兵右衛門与申仁其頃郡代職被致、此 原間新田ニ可仕与見立して、茂田井掛り八丁 地堰之流末を用可申与被存、堰形掘渡し被申、 慶安四年卯之秋中芦田古町より田中久太郎・ 依田庄右衛門右両人真先ニ当原間江罷出、当 分山小屋之如くに引越申候内、彼兵右衛門殿 辰之春ニ至り被致死去候ニ付右之両人之者住 居ニ迷申所、黒沢嘉兵衛与申仁因幡守殿ニ地 方御役相勤被罷有候ニ付、此仁子孫之ため又 御忠節ニ茂相成候間新田開発可仕与存立、青 山因幡守殿江申立、承応二年わみ堰ヲ見立、 巳ノ春ニ無相違掘通し候てあらまし開発被致 候、」

すなわち、緒形兵右衛門は、八重原新田の用水に、八丁地堰の水を利用しようと企画していたことがわかる。そして、「堰形掘渡し被申」とあるから、兵右衛門は八重原地籍で用水堰の開削に着手し、慶安4年(1651)の秋には芦田古町の田中久太郎・依田庄右衛門も加わって開削工事が進められたものと思われる。しかし、「辰之春」すなわち承応元年(1652)の春に兵右衛門が死去したために、工事は頓挫を余儀なくされた。

その後この事業は、小諸藩の「地方御役」黒 沢嘉兵衛が継承し、「承応二年わみ堰ヲ見立」 とあるから、八重原用水に八丁地堰の水を利用 するという計画も、取り止めとなったと考えら れる。確かに八丁地堰の流末は、現在も八重原 用水の堰筋には続いていない(図2)。

八丁地堰は、茂田井村の名主茂右衛門が中心になって、1村の内証普請で正保2年(1645)に開削に着手し、2年の歳月を費やして正保4年(1647)に八丁地川の揚げ口より柳塔まで、およそ1里12町(約5236メートル)の用水堰を完成している。

さらに、八丁地堰の開削は、八丁地川の揚げ 口から柳塔まで完成した正保4年に、芦田村と



山部村が堰開削事業に参加を申し出、小諸藩でも藩主青山宗俊が藩士別府八兵衛元信を脇名主に命じ、人足を配賦して援助した。八丁地堰は、かくして5年の歳月を費やし、慶安2年(1649)の春に、全長3里8町42間(約12.73キロ)の全水路が完成し、現在も茂田井・芦田・山部の重要な田用水となっている。

黒沢嘉兵衛は、『開発書』によると、緒形兵 右衛門が死去した翌年の「承応二年わみ堰ヲ見 立、巳ノ春ニ無相違掘通し候てあらまし開発被 致候」とある。「巳ノ春」は、「わみ堰」を見立 てた承応2年(1653)と同年の春であるから、 工事期間は冬の僅か2・3ヶ月しかないことに なる。また、一説には、和巳堰の完成を承応2 年の秋10月とも伝えているが、それでも工事期間は1年足らずということになる。

八重原村の四代黒沢三郎兵衛が、芝切り場について藩役所に訴えた延享5年(1748)5月の 『口上書』として伝えられる『新田開発之由緒書上』には、

「八重原新田開発之儀、青山因幡守様御領地 の節、曽祖父黒沢加兵衛地方役相勤候に付、 当原間新田に取立申すべく旨仰せ付けられ、 承応二巳年わみ堰掘通し、わみ沢・さい久保・ 浅田きれの出水請け留め開発候得共、」 とある。前段の部分は『開発書』とほぼ同じ であるが、この史料により和巳堰は、わみ沢・ さい久保・浅田きれの出水から水を引いている ことがわかる(図3)。

従って、和巳堰の堰道は、蓼科山北麓のわみ沢・さい久保・浅田きれの出水から八重原新田までということになる。和巳堰の全長は、享保18年(1733)の水論訴訟文書によると、堰道7里15町(約29.1キロ)とある。

前述の八丁地堰は、全長3里8町42間(約12.73キロ)であり、この開削工事に茂田井・芦田・山部3ケ村の百姓たちが協力し、さらに小諸藩から配賦された御人足の援助を受けても、なお5年の歳月を費やしている。

和巳堰の開削には、八重原地籍の堰道がすでに緒形兵右衛門によって完成されていたとしても、なお八丁地堰の堰道全長の1.5倍以上の距離がある。従って、和巳堰を1年以内に完成させるには、八重原地籍の堰道だけではなく、わみ沢の水源地から八重原地籍までのかなりの部分で、既存の堰道を利用しない限り不可能であったと考えられる。

この疑問に対して、示唆を与える2つの資料がある。その1つは、明治8年(1875)宇山村と山部村が合併したときに編纂された『大井村誌』の宇山堰に関する記事である。『大井村誌』は、次のように記している。

「宇山村は従前溜池を設けて田用水としていたが、寛永年中芦田村住土屋庄蔵と遠山長作が、宇山開拓のため、蓼科山腹モミノ木より水路開通を企て、難工事にて苦心辛労漸く慶安年中に至って疎水に成功し、承応三年宇山堰と称し、寛文年間に至り宇山村となった。」

『大井村誌』は、蓼科山麓のモミノ木を水源 地とする用水堰が、芦田宿本陣第2代当主土屋 庄蔵(『土屋家系図』では荘蔵) と枝村の庄屋 遠山長作によって、嘉兵衛が和巳堰を開いた前 後の慶安年中に宇山村まで開かれていたとして いる。

この宇山堰に関するもう1つの資料は、宇山 堰の沿革を記した宇山区所蔵の文書で、次のよ うに記されている。

「寛永年中疎水ノエヲ起シ慶安年中一部竣工 ヲ告グ

承応二年宇山堰ト称ス

万治二年、仝三年迄ニ、小諸城主青山因幡守 代官黒沢加兵衛、領主ノ命ヲ受ケ、蓼科山南 麓ニ水源ヲ索メ、二筋の水路ヲ掘通シ分与セ ラレ、既成ノ宇山堰ニ注入ス」

この資料でも宇山堰は、「慶安年中」に一部が竣工し、承応二年に宇山堰と称したとあり、前掲の『大井村誌』とは承応3年と2年の違いはあるが、ほぼ同じ内容である。

注目すべき点は、黒沢嘉兵衛が「二筋の水路 ヲ掘通シ分与セラレ、既成ノ宇山堰ニ注入ス」 とある記述である。この2筋の堰は、黒沢嘉兵 衛が万治2・3年ころまでに開削した堰で、1 筋は前述の和巳堰(図3)、もう1筋は次項で 述べる大門堰のことであろう。

宇山村では、黒沢嘉兵衛が承応2年に和巳堰 を掘り通し、宇山堰に注入しようとした際に、 堰の権利(水利権)を明確にするために、この 年宇山堰の名称を用いたものと考えられる。

筆者は、『蓼科の水』(1991)などの論著で、この宇山堰を寛文2年に開かれた宇山堰と区別し、記述の混同をさけるために、「宇山古堰」の名称を用いることにした。

この宇山古堰の堰道は、現在まだ十分解明され ていないが、このことについても後述したい。

2 大門堰の開削と小諸藩のかかわり

佐久平では、松平忠憲の時代に五郎兵衛堰と 塩沢堰が開かれ、正保2年(1645)に八丁地堰 の開削工事が始まっている。しかし、この時期 の用水堰と新田の開発には、小諸藩の積極的な 援助はみられない。小諸藩の施策の転換は、八 丁地堰の開削工事が揚げ口から柳塔まで完成し、 芦田村と山部村が堰開削事業に参加を申し出て、 さらに堰道が芦田村から山部村に延長されよう としていた時代からである。このとき旗本から 小諸藩に入封した青山宗俊は、藩士別府八兵衛 元信を脇名主に命じ、人足を八丁地堰の工事に 配賦して援助している。

黒沢嘉兵衛は、承応2年に開かれた和巳堰の 水だけでは、八重原新田の開発に不足するとみ るや、直ちに新堰の開削を計画し、小諸藩の援 助を得て大門堰の開削に着手した。

大門堰の開削の経緯については『開発書』に、 「然れとも用水不足ニ付巳ノ暮ニ大門江堰見 立、水盛ニ者塩沢新田六川長三郎と申者ニ嘉 兵衛申付候て水為盛候得共、此者了簡違ひニ て水盛損んし、千石原与申所之掘貫江堰道五 尺高く盛違候故、水存之外通不申、大掘抜・ 小掘抜二重ニ掘抜候得共程ニ水通り不申候、 此大門堰と申ハ岩間難所数多御座候ニ付、金 掘者石切ヲ頼候て午の春より戌年迄五ケ年間 岩間を切、がん石を掘抜申候、此度者金道具 とも莫大ニ色々入用ニ付、茂右衛門・次郎右 衛門与申鍛冶を招寄、殿之御蔵ニ五ケ所ふい ごを立、かなてこ・いしまさくり・鶴のはし・ げんのふ・金つき・かすさび・たかななど年 中拵申ニ付、炭・鉄作料、金掘り石切の日用・ 飯米等嘉兵衛自分之力ニて仕候ニ付、金五百 両余五ケ年ノ内ニかゝり入申候、」

と記している。しかし、この史料には、小諸 藩の援助が「殿之御蔵」五ケ所に「かなてこ・ いしまさくり・鶴のはし」などの工事用具を製 造する鍛冶工房が設けられたと記すのみで、資 金援助等についてはふれていない。

これに対して前掲の『新田開発之由緒書上』 として伝えられる『口上書』には、大門堰開削 の経緯とともに、小諸藩の援助について、

「承応二巳年わみ堰掘通し、わみ沢・さい久保・浅田きれの出水請け留め開発候得共、用水不足に付大門村之沢水村入より見立て、御納め金百五拾両下し置かれ、其外ハ自分入用ニて承応午年より七年普請仕り候得共、岩間多く難所ニて成就仕らず」

と記し、小諸藩が開削資金150両を与えたことを記している。かくして大門堰は、承応3午年(1654)より7年の歳月を費やし、難工事の末ようやく半ばが完成したとある。

そして、『開発書』は、

「亥の夏中廿日程大門水当所江引通し申候所、 亥之夏中大かんたち致候で諸所大ぶしんニ破 挽(損) 仕候」

と記し、大門堰の水は、20日ほど八重原新田 へ引き通したが、たまたま襲った大豪雨のため に、堰の各所が破損して通水不能となったと述 べている。

この堰筋は、現在蓼科山麓、及び雨境付近の 何処にも堰台などの痕跡を見ることができない。 この問題についても後述したい。

また、『開発書』には、大門堰の工事期間を「六年目二半二成就いたし、」と記し、亥の年、すなわち万治2年(1659)夏に完成したとある。これに対し『口上書』は、「七年普請仕り候得共」とあり、承応3年より7年、すなわち万治

3年(1660)完成としている。

大門堰の完成時期は、何れが正しいのか手元の史料では判断しにくい。しかし、『口上書』は黒沢家当主の四代三郎兵衛が、諸史料によって訴状を作成し、藩役所に提出した公の文書と考えられる。従って、本稿では万治3年説をとることにしたい。

3 八重原堰と宇山堰の開削

大門堰の失敗は、黒沢嘉兵衛はもちろん、小諸藩にとっても重大な問題であった。嘉兵衛は、藩からも絶大な援助を受け、自らも500両余の資金を投じ、かつ5000~7000人もの人足を使って実施した大工事であり、失敗の打撃は深刻であった。『開発書』にも、

「然者過分之御人足を費し新田不成就之時者、 嘉兵衛身躰之さわりニ茂罷成候」

と記している。このとき嘉兵衛に助言し、協力したのは小諸藩の田塩吉兵衛であった。吉兵衛は嘉兵衛を励まし、次のように前後策を提言している。

「何れニも御忠節之儀ニ有之候で、元本田之日損地之助に茂罷成儀を工夫致し申立候ハン、此上とでも御人足ヲ被下間敷物ニてハ有之間敷と田塩殿此旨申被呉候ニ付、嘉兵衛申上候ハン・宇山・牛鹿・藤原田三ケ村日損地ニ御座候得者、芦田嶽より用水引取候ハン三ケ村之用水殊更三ケ村ニ芝間多く御座候得者、此村々江用水為取候ハン古田者不及申新田開発仕候ハン、八重原共ニハ弐三千石余之御為ニ罷成候与申上候ニ付、此旨田塩吉兵衛与申仁能々呑込被申候で、左茂候ハン芦田嶽より用水見立候で御忠節ニ可仕候由被申候ニ付、万治ニ亥年ノ十月水元ヲ見立同月より嶽堰之水盛ニ

大塚市之丞・尾山小左衛門・長次郎江被申付、 手伝人ハ小林庄吉罷登り廿四五日かゝり難無 水盛渡し、只今之嶽堰弐筋共ニ万治三子ノ春 四万五千石の人足ヲ以一春ニ掘通し新田成就 仕候」

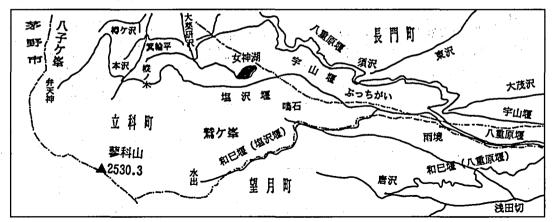
と記している。そして、前掲の『口上書』は、「翌万治二子年嶽堰見立て、大たき・もみの本・から沢・わらび小屋・屋げん沢の出水請け留め二筋掘り落とし、宇山村・牛鹿村・藤原田村の原間共ニ開発致させ、分水遣し、高弐千弐百石余御忠節仕り候。」

と記している。しかし、『口上書』の「翌万 治二子年、すなわち万治の子年は、万治3年の 誤りであろう。

八重原堰は、大滝の水を源水にして、宇山堰の下段にほぼ平行して唐沢ゴウロ・大薬研・小薬研・二丁樋・桂の木・掘割・猿小屋・天狗岩・獅子岩・八子嶋・鳴沢・忠左衛門石垣・青崩・小屋浦・桜小場と流れ下って「ぶっちがい」で宇山堰と交錯している(図3)。「ぶっちがい」の地名は、上堰筋の宇山堰と、下堰筋の八重原堰が交錯し、そこから先は上堰と下堰が入替わっていることから名付けられた。

「ぶっちがい」から下流の八重原堰は、須沢堰 (字山堰)と平行して上段を流れ、途中から「く」の字形にカーブして落神楽方向に堰道を変え、雨境の手前で西岑道と交差し、塩沢堰の脇を平行して東岑道沿いに流れ、陣内地籍の手前で谷筋に下って、「馬落し」で和巳堰の水を合せ、中尾を通って芦田川の左岸を川筋に沿って流れている。

そして、塩沢堰の切掛付近から芦田坂山 (1084メートル)の山裾を廻るように姥ケ懐の 上に出て、等高線に沿って八丁地堰の上段を蛇



行しながら中山道を笠取峠の中腹で越え、石川 地籍に入って宇山集落の東端を通り、丘陵の末 端部を流れて八重原の台地に向っている(図2)。

字山堰は、『新田開発之由緒書上』に、

「嶽堰見立て大たき・もみの木・から沢・わらび小屋・薬研沢の出水請留め、二筋掘り渡 し」

とあり、『宇山区文書』に「堰延長およそ10 里余(約39.3キロ)」とある。

すなわち、宇山堰の主な水源は、樅ノ木の出水を源泉にして、嶽堰筋では詰久保沢筋の水を大揚手で取水し、その下流で唐沢・大薬研・小薬研の出水を取り込み、須沢堰筋でも須沢・柳棚の出水、さらに大茂沢筋で神楽揚手の水、大沢の上で新堰の出水を合流させている。

ここから下流の宇山堰は、西岑道に沿って押落し・望楼・山ノ神・傾城塚・針ノ木を通り、 菰連で芦田へ分水し、笠取峠を頂上付近で越え、 大深山に出て宇山地区の潅漑用水となり、さらに大内道を越えて北沢池と蟹窪池の上を通り、 この付近で蟹窪地区を潅漑し、弁天山(875.6 メートル)の山腹を縫うように流れて牛鹿大池の上に出ている(図2)。

宇山堰は、嶽堰筋も1500メートル級の険しい

丘陵の中腹を流れているが、須沢堰筋は柳棚・ 夕飯棚・大石棚・日カゲ棚・掘抜の棚場などの 岩場や急斜面の難所が多く、宇山堰独特の芝樋 などによって、漸くここに水を通している。

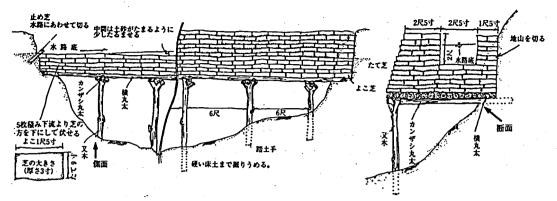
今井清次郎氏の御教示によると、芝樋を築いた場所は、嶽堰で萱野の新棚・日影棚・立柄濠、萱野隧道を出た所で焼岩・獅子岩・長尾根先・小屋浦など7ヶ所、須沢堰では桜久保・夕飯棚など2ヶ所であったといわれる。

芝樋は急斜面を水路が通るため、堰敷を掘り 込むことができない場所に棚(堰台)を築き、 その上に芝を貼って水路を造った。

施工法は、堰敷予定地の斜面に、およそ6尺(約180センチ)間隔に地山を掘って柱穴をつくり、そこに又木の太い丸太柱を立て、これと平行に、山側にも水平の深い穴を掘って、「カンザシ丸太」を渡し、骨組をつくって、その上に癖のない真っ直ぐの「横丸太」を一面に並べ、テラス状の棚場を築いて堰敷の基礎にした。

堰台に敷き詰める敷芝の大きさは、長さ1尺5寸(約45センチ)、幅9寸(約27センチ)、厚さ3寸(約9センチ)ほどである。敷芝の断面は、互に食合うように、右の切り込みの芝と左の切込みの芝をつくり、下流の方から草芝を下

図4 宇山堰の芝樋(小林『蓼科の水』による)



にして、堰敷の上に横芝・縦芝と交互に5段 (枚) 踏込んで「水敷(堰敷)」をつくった。

土手の敷芝も水敷と同様に、横芝と縦芝を交 互に踏込んで、谷側の壁を次第に内反りにさせ、 上面の土手幅をおよそ2尺5寸(約75センチ)、 基部の厚さ(幅)もほぼ同じ程度に築いた。

堰敷の深さは、2尺(約60センチ)ほどに仕上げ、山側にも漏水を防ぐために、地山を削って幅1尺5寸(約45センチ)ほどの芝土手をつくったといわれている。

表 2 佐久平の新田堰開削期間

堰	名	延長キロ	着手	完成	工事期間
五郎兵征	新堰	約17.8	寛永 4	承応2	5年
塩沢	堰	約40.8	正保1	正保 3	3年
八丁地	电堰	約12.73	正保 2	慶安 2	5年
和巳	堰	約29.1	慶安 4	承応 2	5年
大門	堰	約23.6	承応3	万治 3	7年
八重原	堰	約55.0	万治 3	寛文 2	3年
字 山	堰	約39.3	万治3	寛文 2	3年

宇山堰の堰道は、このように岩場や急斜面の 難所が多く、開削工事は困難を極めたと思われ る。しかし『開発書』は、要約すれば2筋の堰 の開削工事の経緯を次のように記している。 万治2亥年10月 水元を見立

同月より嶽堰の水盛(24・5日) 万治3子ノ春 成就

人足 4万5千石

すなわち、八重原堰と宇山堰の開削工事は、 万治2年の11月ころから翌3年春までの数ケ月 で完成し、新田が成就したと記している。

また、『口上書』には、

翌万治2子年(子年は万治3年)嶽堰見立、 大たき・もみの木・から沢・わらび小屋・屋げ ん沢の出水請け留め、2筋の堰を完成したとあ るが、堰の完成の年は記していない。

因みに、佐久平の新田堰の工事期間は、表2のとおりである。八重原堰の堰道延長は、およそ14里(約55キロ)、宇山堰の堰道延長は、『宇山区文書』に10里余(約39.3キロ)とある。従って、八重原堰と宇山堰の合計延長は、およそ24里(94.2キロ)ということになり、この大工事が冬期間の数ケ月で完成したとする『開発書』の記述は疑問である。

嘉兵衛とって八重原堰の開削は、大門堰の工事に失敗した名誉を挽回する起死回生の大事業であったことは間違いない。この場合最も安全な策は、宇山古堰の堰道を利用し、既に八重原新田に通じていたと考えられる堰道を利用し、

必要な水量の確保を図ることである。

この場合当然宇山古堰の水利権をもつ宇山・ 蟹窪・外倉・牛鹿の村々と対立し、その補償が 必要になる。この問題については次項で詳細に 考察することにしたい。

また、宇山古堰の堰道が、現在の八重原堰と 考えれば、宇山村の東端付近を通り、宇山全域 の潅漑には不都合である。新しい宇山堰は、宇 山地区の西部高地に堰道を築いて、全域に潅漑 できるようにしている。

しかし、新しい宇山堰は、水漏れの多い山腹の岩場を通り難所が多く、宇山の人々は後々まで堰道の管理に苦闘することになる。宇山堰は、「ぶっちがい」から上の嶽堰が万治3年の水害で損壊した大門堰を補修し、下流の須沢堰部分がこのとき開削された考えれば、工事期間が大幅に短縮し、工期の疑問の解答になる。

そして、嘉兵衛は、八重原堰・宇山堰の完成 に際して、宇山村などに『用水仕置手形』を出 し、村びとの同意を得ようとしたと考えられる。 従って、八重原堰・宇山堰の完成の時期は、こ れらを総合して考察すると、手形が出された寛 文 2 年(1662)とするのが合理的である。

4 宇山古堰の水利権と八重原堰

慶安年間に開かれたと伝えられる宇山古堰の 水は、中山道芦田宿の田用水として用いられ、 宇山地区では石川新田の開発用水となり、蟹窪 でも一部で田用水として利用し、落し水を牛鹿・ 外倉の村々で使っていたと考えられる。

宇山古堰の堰道が、嘉兵衛の開いた和巳堰、さらには八重原堰の堰道としても利用されたとすれば、宇山古堰に関係する宇山・牛鹿・外倉村などの水利権と対立し問題になる。

嘉兵衛は、寛文2年の八重原堰の通水に際して、最も影響の大きい石川をはじめ、宇山村・ 蟹窪に対して、『用水仕置手形』を出し、田用 水の確保を約束したのであろう。

嘉兵衛が牛鹿と外倉の百姓に出した寛文2年 (1662)の『用水仕置手形・覚書』は、

「宇山并かち窪両所は天水場にて、数年日損に及び候。然る所に宇山村の内石川・やわらくぼ、土路ノ沢は芝間もこれ有り候に付、南たけの内大がうろ(唐沢)の出水・屋げん沢上関(堰以下同じ)より下の出水(大薬研・須沢出水)、其外の出水共取あつめ下関を掘り、右の場所用水に相渡し置き候。余水は藤原田迄用水に遣し置き候。

夫に宇山・かち窪とろ沢四ケ所へ水割の證 文出し置き候。然時丑六・戸倉両所日損の所 にて候間、宇山・かち窪・石川かけ渡し候落 水下関を掘り、鴻毛沢・神明沢へ落とし来り 候水を請留め、丑六戸倉両所の用水に出し置 き候。若しそれにて日損に及び候時ハ、八重 原関水五合出し申す筈にて候。尤も鴻毛沢・ 神明沢両所へ毎々落とし来たる水これ有り候 哉。数年其吟味致し見及び候所ニ雨ふり候時 は、落水これ有り候。日損の時は、壱合成り 共宇山・かち窪より落水御座無く候儀紛れこ れ無き上は、山部村より此両所へ落とし来り 候水かまいこれ有間敷事にて候。重ねて水論 の儀致すまじきためにこの覚書出し置候定也 仍って件の如し

寛文弐年寅六月 日 丑六村太兵エ殿 黒沢加兵衛 印 丑六戸倉惣百姓中 」 と記している。 宇山・蟹窪は、『覚書』にこのころ溜池や湧水・沢水などの天水を使って田用水としており、石川の矢原窪・蟹窪の泥ケ沢にはまだ芝原があったと記されている。

そして、嘉兵衛は、宇山堰を大石川、小石川、 宇山村本田矢原窪・宇山本田北沢窪、蟹窪泥ケ 沢など4カ所に田用水として渡し、余水は藤原 田まで用水として与えたと記している。

宇山村の水利権については、嘉兵衛が宇山村の 喜平次他5人に宛てた文書(六川家文書)もあ り、この文書は当時内緒の文書とされていたら しく、表に「此書他見致すべからず事」と記さ れ、原本も裏印して保管されたとある。

一 [表紙] ---

文政八年

写主

八重原新田堰 宇山堰ニ付 品々

覚 書 帳

西十二月九日

六川長三郎勝映

此書他見不可致事

其外ニも覚書致置

五冊之内

「此證文牛鹿村 四郎右エ門殿方ニ有本書字山村 喜平次殿方ニ有

山部村 高橋善五右工門殿方二有 此三通一紙二字山村喜平次殿写裏印致芦田宿 七郎左工門殿方二有

賞

- ー 壱升弐合ハ 大石川小石川両所え
- ー 壱升ハ 宇山村本田屋わら窪両所へ
- 一 三合ハ 宇山本田北沢窪右之外ハかち窪とろの沢へ通し可被申候。此水分ニてた里不足有之候者、中間ニて相談次第ニ可被致候

為念水割仍如此二候、以上

寅 五月九日 黒沢加兵衛 ④ 喜平次殿(宛名五名略) |

牛鹿と外倉は、宇山古堰の堰尻の落水を利用して田用水としていた。従って、『用水仕置手形』の内容は、牛鹿と外倉の宇山古堰にかかわる水利権とも関係し、いくつかの注目すべき取決めをしている。そこで『用水仕置手形』の記述について若干の考察を加えることにしたい。

① 「牛鹿・戸倉両所日損の所にて候間、宇山・蟹窪・石川かけ渡し候落水下堰を掘り、 鴻毛沢・神明沢へ落とし来り候水請留め、 牛鹿戸倉両所の用水に出し置き候」

とある。すなわち、石川・宇山・蟹窪へ新た に掛け渡した宇山堰の落とし水を集めて下堰を 掘り、鴻毛沢・神明沢へ落として牛鹿・外倉の 用水としたと記されている。

この「下堰」は、『覚書』に宇山の落尻・鴻 毛沢・神明沢で新たに開かれた宇山堰の落とし 水を受け留めとあり、堰筋から考えても牛鹿堰 のことである。嘉兵衛は、牛鹿・外倉の百姓に 対し、宇山古堰の水利権の代償として下堰を掘 り、「牛鹿・戸倉の用水」にしたのである。

② 「若しそれにて日損に及び候時は、八重 原堰の水五合出し申す筈にて候」

とある。下堰(牛鹿堰)の水で田用水が不足した場合は、別に八重原堰の水を5合出すとしている。牛鹿・外倉は、旱魅の年には田用水が不足し、八重原では『覚書』のとおり八重原堰の水を分水している。

牛鹿村では、それでも田用水が不足し、弘化3年(1846)に八重原村と下流の藤原田村との間で次のような「臨時入用水桝割取定」が締結されている。

「牛鹿村に対し分水の規定書

- 堰筋に付臨時入用水桝割取定左の通り- 牛鹿村泥ケ沢桝- 五尺九寸五分 八重原村及び藤原田分共- 四寸五分 牛鹿村分

✓ 六尺四寸四分

藤原田村戸倉桝

 三尺五寸
 八重原村分

 五寸
 藤原田村分

内 二寸五分 牛鹿村分

✓ 四尺

前書寸法の儀は、牛鹿村泥ケ沢桝、藤原田村は戸倉桝、右桝にて定相候。藤原田村は一升水の処、当時虎御前へ夜水引き候に付、藤原田桝五寸の内二寸五分の割合は牛鹿より差出申すべく候。

一 堰筋に付ては定法仕来るを以て仰付けこれ有候共臨時入用割之儀は仕来り相分り兼候に付、三ケ村相談之上永法に取定め申候上は、向後堰筋に付臨時に何事か出来候で両村へも為御聞御取計いこれ有る節は、入用割合申すべく候。左三ケ村立会い右寸法に割合入用差出し申すべく候。後の為規定を証し連印仍って件の如し

弘化三丙午年六月廿八日

八重原村 名主 市之丞 印

(十二名略)

藤原田村 名主 喜惣治 印

(三名略)

牛鹿村 名主 源左衛門 印

(七名略) 」

そして、牛鹿村では、この分水の約定により 得た利権の見返りとして、その後八重原堰の堰 浚いに15人の人足を出役し、堰破損・修理の際 には増人足を求められている。この堰普請人足をめぐっては、たびたび関係の村々の間で争いが起き、正徳6年(1716)3月にも、八重原村と牛鹿村・藤原田村の間で争いが起こり、八重原村の庄屋又右衛門ら5名は、連署して藩役所に訴えている。

③ 「鴻毛沢・神明沢両所へ毎々落とし来たる水これ有り候哉。数年其吟味致し見及び候所」

とある。牛鹿・外倉では、寛文2年に八重原 堰が開かれる以前から、宇山古堰の水利権の保 証が問題になっており、嘉兵衛は数年前から実 際に鴻毛沢・神明沢の落とし水の状況を調べて いたと記されている。このことは、牛鹿と外倉 が、宇山古堰の落とし水によって田用水を賄っ ていたことを示している。

④ 「雨ふり候時は、落水これ有り候。日損 の時は、壱合なり共宇山・蟹窪より落水ご ざなく候!

とあり、早魅のときには宇山古堰の水が、牛 鹿・外倉へは届かなかったとある。このため牛 鹿と外倉では、田用水を確保するため、多くの 溜池を築いてきたのである。

⑤ 「山部村より此両所へ落とし来り候水かまいこれ有間敷事にて候。重ねて水論の儀 致すまじきため」

とあり、八重原堰の問題は、枝村の牛鹿・戸 倉たげでなく、本村の山部村でも水論になって いたと考えられる。

5 八重原堰の管理と小諸藩の援助

八重原堰と宇山堰では、小諸藩から堰開削の際に大きな援助を受けたばかりでなく、堰の管理のための普請用の土芝や樋木などの用材の供

与、周辺の山野から普請用用材や土芝を随意に 採取することなどが認められていた。

黒沢三郎兵衛が、延享5年(1748)5月に大 門・芦田・山部各村の芝場問題について藩役所 に訴えた文書に、

「大門村御料処に罷成り候ても、古例故芝等は申し上げるに及ばず、枠木・小屋木・御普請中惣人足の薪まで大分切り取り、其上小屋場・水見小屋も大門山にかけ置き申し候得共、御公儀様之木を用い申す道理故、一円差障り申さず候。御領分の内も御上の堰え御上の芝切り申す事に御座候故、加兵衛代より致し来り候通りに仕り候。(以下略)」と記している。

黒沢三郎兵衛は、八重原堰・宇山堰を「御上の堰」と称し、普請用の芝も「御上の芝」と称して、嶽普請一切の用材を現地で調達するのが慣例であるとしている。

八重原堰と宇山堰は、小諸藩の藩権力を背景に開削され、堰普請人足も領内一円から徴用されていた。享保18年(1733)7月、八重原村の名主市之丞と牛鹿・藤原田・宇山の名主が連署して奉行所に差出した文書に、

「用水堰毎年春普請仕り候節、地頭より奉行四人を遺わし、山小屋掛け、領分中人足にて掘り割普請仕り候。深山長堰難所多く、旱損の節は四ケ村より人足差し出し、年中一万人より一万四五千人迄堰役相勤め候。之に依って惣百姓困窮難儀仕り候。堰水斗にて不足に付大溜池八ケ所御地頭より御築立て下され、其外自分の溜池九拾ケ所余築立て候得共、早損に及び難儀仕り候」

と記されている。

嶽普請や溜池工事の普請人足数には、小諸藩

が徴用する御人足と村で出役する村人足が出役 した。山部区蔵『大嶽小屋絵図』によると、

上八重原=中八重原を一番上にして、藤原田・ 宇山・牛六・芦田=山部・細谷・藤沢・大日 向・下之城・西原・八満・加増・平原・柏木・ 馬瀬口・塩野・新町=望月・中丸子・下丸子・ 長瀬・赤岩=根井・耳取・森山・石井・狐塚・ 羽毛山=坂井・観音寺=茂田井・諸・瀧原・ 糠地・井子・赤岩・中屋敷・大石・片羽・芝 生田

と記され(村名=村名は、2村で1小屋とされているものを示す)、嶽普請に徴用された領内42ヶ村の村名と36棟の人足小屋が堰筋に沿って描かれている。そして、その付近には、水見役人の上小屋、人足の賄小屋、人足を相手に開かれた商い小屋などがあり、さながら一大村落の観がある。

八重原堰・宇山堰に対する小諸藩の援助は、 藩の年貢を確保する手段でもあり、明治維新後 も明治6年(1873)まで続けられた。

6 芦田宿の田用水と八重原堰

『大井村誌』等に宇山古堰の開削者の1人と記されている土屋庄蔵は、中山道芦田宿本陣の第二代当主である。『土屋家系図』には土屋荘蔵(1588~1674)とあり、慶安2(1649)年の八丁地堰文書には「芦田村問屋庄蔵」とある。 芦田宿は、『中山道宿村大慨帳』に、

「田より畑が少なく、田方用水は、字荒井戸・ 古和清水・西之沢の出水を引いて用い、宿呑 水は川水を用いる」

と記されている。

天和2年(1682)の「指出帳」には、芦田宿の耕地は165町歩とあり、水田が全耕地の61.7

パーセントである。また、この史料に宿田用水 と記された3出水は、いずれも八重原堰の堰筋 にあり、下流から字荒井戸・字古和清水地籍と 字陣内地籍の西之沢にある。

『中山道宿村大概帳』の記述と合わせて推考すると、寛文2年に開かれたと考えられる八重原堰の堰道も、この部分はすでに江戸時代初期に芦田宿の田用水として開かれ、利用されていたものと考えられる。そして、その後に開かれた八重原堰関係の水路は、この堰道を利用して開かれ、水利権に関する問題は、寛文2年に聞かれた宇山堰の堰水を分水することによって解決が図られてきたものと考えられる。

また、この堰道は、慶安年中に樅ノ木の出水を引水して開かれたと伝えられる宇山古堰の水路ともなり、宇山の石川地籍に堰道を通じ、芦田宿の田用水となり、石川新田の開発にも田用水として利用されたのであろう。

そして、和巳堰の開削工事は、「開発書」に よると承応2年「わみ堰ヲ見立、巳ノ春ニ無相 違掘通し候」とある。

この問題については前述したが、巳の春は、 同じ承応2年の春であるから、7里15町(約29.1キロ)にもおよぶ水路をわずか2・3月で 完成したことになる。この工事期間では、現代 の土木技術をもってしても完成は覚束ない。

従って、黒沢嘉兵衛は、藩権力を背景にして、和巳堰の水路、そして、その後に開かれた大門堰の堰道も、『宇山区文書』の「二筋の水路ヲ掘通シ分与セラレ、既成ノ宇山堰ニ注入ス」の記事のとおり、この堰道を利用し、八重原新田開発の用水路とし、さらに寛文2年の八重原堰の堰道としても利用したのであろう。

おわりに

本稿では、八重原新田の開発史に深いかかわりをもつ用水堰、すなわち和巳堰・大門堰・八 重原堰・宇山堰の開削史を中心にして、関係史料を広く求めて考察を試みた。

この研究を通して感ずることは、関係史料の不整合・不透明の部分が非常に多いことである。特に、八重原新田関係の文書は、宇山古堰などの既存水路の利用を記述から省いているために、水路工事の期間などに不自然な点が極めて多いことを特記しておく必要がある。

八重原堰、および宇山堰関係の文書を体系的に分類すると、支配機構の末端にあった黒沢嘉兵衛が、支配者の権威を維持することを大前提にして文書を作成し、八重原新田の百姓、あるいは子孫に残した史料、いわば表向きの史料がある。この藩権力を背景とした史料は、八重原新田開発者としての権威を誇示しながら子孫に受け継がれ、八重原新田、あるいは八重原堰関係の文書史料にその様相を伺うことができる。そして、もう一つの史料の流れは、藩権力を背景としながらも、地元の既存権益との調整を図るために作成を余儀なくされた文書である。これはむしろ裏面に隠れて存在してきた史料で、八重原新田村の百姓には全く預り知らなかった文書ということができる。

八重原新田の開発史、八重原堰の管理・運営 の研究には、この両者の史料を比較考証し、既 存権益との対応関係を明確にすることが、今後 の研究の大きな鍵になるであろう。

筆者が立科三堰、すなわち立科土地改良区に 関係する塩沢堰・宇山堰・八丁地堰の調査研究 をはじめたのは、昭和50年(1975)の春である。 そして、蓼科三堰、すなわち蓼科山麓に源泉を もつ塩沢堰・宇山堰・八重原堰の関連調査と研究もあわせて進めるために、八重原堰の調査に も係わってきた。この間、塩沢堰開発者六川家 の第12代当主長三郎千昌氏(立科土地改良区理 事長)をはじめ、多くの方々から多大のご協力 をいただいた。ここに深く感謝の意を表し、結 びとしたい。

参考文献

大石慎三郎「近世初頭における土豪開発新田について」『史学雑誌』63-6 1954 「新田開発」『北佐久郡志第2巻歴史篇』1956 佐久教育会 「新田開発とはなにか」『江戸時代』1977 中央公論社

伊藤一明「五郎兵衛新田堰」『北佐久郡志研究調査篇』1957 佐久教育会

木村 礎「土豪開発新田」『近世の新田村』1964 吉川弘文館

塚田正朋「新田の開発」『長野県の歴史』1974 山川出版社

岩崎長思「塩沢堰」『北佐久郡志 研究調査篇』1957 佐久教育会

小林幹男『沿革史 蓼科の水』1976 立科土地改良区

「佐久平の新田」『長野県風土記』1986 旺文社

『蓼科の水』1991 立科土地改良区

「土豪開発新田と用水堰」『立科町誌 歴史編上』1997 立科町誌刊行会 西沢武彦「近世用水の開発と新田村の成立について―信州佐久郡八重原村の場合」『信濃』22-10 1970

斎藤洋一「水の利用と開発」『北御牧村村誌歴史編 I 』 1997 北御牧村村誌刊行会 中島峰広「長野県の棚田」『信州の棚田ものがたり』 1997 (株) ふるきゃらネットワーク